

平成29年度

# 税制改正（中小企業・小規模事業者関係）の概要が公表されました！！

## <税制改正の概要公表について>

2016年12月16日に中小企業庁ホームページにて、平成29年度税制改正の概要が公表されました。今回の改正では「設備投資」を支援する内容が多くあります。積極的な設備投資をお考えの経営者様は要チェックです。

## 「攻めの投資」を支援する税制措置

### ① 「中小企業経営強化税制」の創設

受けられる税制措置・・・「即時償却」または「7%税額控除」

対象となる設備・・・機械装置(160万円以上)、器具備品(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)など

※ ①の適用を受けるには「経営力向上計画」の事前認定が必要になります。

### ② 「中小企業投資促進税制」の延長

受けられる税制措置・・・「30%特別償却」または「7%税額控除」

対象となる設備・・・機械装置(160万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)、貨物自動車など

#### <①および②の概要>

上記2点の税制は「生産性向上」もしくは「収益力強化」のための設備投資を実施する際に税制措置を受けられるものです。制度詳細については中小企業庁ホームページよりご確認いただくか、NewsLetter最下部の問い合わせまでご相談ください。

### ③ 「固定資産税の特例」拡充

受けられる税制措置・・・固定資産税の課税標準を「3年間1/2に軽減」

対象となる設備・・・生産性を高める設備であること(旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上など)

#### <③の概要>

中小企業者が「経営力向上計画」に基づき、平成30年度末までに取得する「生産性を高める設備」が対象となります。「経営力向上計画」の策定については当事務所が支援いたしますので、お気軽にご相談ください。